

第1節 本県の基本的な考え方と目指す姿

1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

共生社会の実現に向けたわが国の特別支援教育の理念を踏まえ、また、第1次特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方から一歩進めて、次の3点とします。

千葉県の特別支援教育推進の基本的な考え方

- 1 障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加することができるように、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- 2 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができる教育を目指します。
- 3 障害のない幼児児童生徒に、障害者理解を深め、障害のある人とともに社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

2 千葉県の特別支援教育の目指す姿

前述した千葉県の特別支援教育推進の基本的な考え方を踏まえ、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、障害のある幼児児童生徒とその保護者への支援、学校、関係機関や地域社会の取組など、5年後の支援や取組の姿を次のように描きました。

(1) 早期からの教育相談と支援体制の充実について

- 支援を必要としている障害のある幼児児童生徒本人やその家族に対して、必要な情報提供が行われるとともに、関係機関の密な連携が図られている。
- 就学及び進学段階の幼児児童生徒に必要な指導・支援の計画が十分に機能し、きめ細かな相談・支援が行われている。

(2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実について

- 地域社会で障害のある幼児児童生徒への理解が広がるとともに、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが、地域で共に学ぶ機会が充実している。
- 障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を確保するために、障害の特性等を考慮した学習方法の変更や調整等の提供である「合理的配慮」について学校関係者と保護者・本人とで十分に共通理解が図れるようになっている。
- 一人一人の障害の特性や教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮が提供されると共に、その基礎となる教育環境の整備が進んでいる。また、障害のあ

る、なしに関わらずどの幼児児童生徒にとってもわかりやすい授業が実践されている。

- 高等学校における障害のある生徒への支援に必要な校内支援体制や、関係機関との連携の充実が進んでいる。
- 長期入院など様々な事情により十分な学習の機会が得にくい状況にある児童生徒に対する遠隔教育や、障害の特性に応じたICT活用の取組が充実している。
- 特別支援学校において、多様な教育的ニーズに対応するための取組の充実が図られるとともに、通級による指導をはじめとする総合的な支援機能が充実している。
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学習や学校生活を支える体制が一層充実するとともに、精神疾患をはじめとする様々な困難を抱える幼児児童生徒に対する支援が充実している。

(3) 特別支援学校の整備と機能の充実について

- 特別支援学校の幼児児童生徒数増加による教室の不足や施設の過密状況が緩和されるとともに、障害の特性に応じた適切な教育環境が整っている。
- 特別支援学校の教育機能と支援機能の再構築が進み、必要な支援を地域の中で受けられる環境の整備が進んでいる。

(4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実について

- 特別支援学校と企業や労働機関とのネットワークが強化され、一人一人のニーズに応じた就労支援や地域での生活を支えるための取組が充実している。
- 障害のある人の職業自立ができる力を育成するキャリアアップの取組が充実している。
- 障害のある生徒の、卒業後の豊かな生活につながる学びの場や社会参加の方法について、在学中から支援する取組が進んでいる。

(5) 特別支援教育に関する教職員の専門性向上について

- 教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況の向上が図られている。
- 特別支援教育に関する専門性向上のための研修・研究の取組が充実している。
- 異校種間の人事交流が、計画的・効果的に行われ、小・中・高等学校における特別支援教育における校内支援体制等の充実が図られている。

第2節 主な施策と取組

1 早期からの教育相談と支援体制の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(1) 早期からの教育相談と支援体制の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。 主な取組1・2

千葉県では、障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援の充実に向けて、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、県総合教育センターや子どもと親のサポートセンターなどでの教育相談の充実に努めてきました。

また、就学等早期支援に関わる関係者の研修の充実、保護者や教職員向けのリーフレットやQ&A集等の作成・周知、関係機関が連携して取り組むための教育相談支援ネットワークの構築などを進めるとともに、幼稚園等における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、早期からの一貫した支援に努めてきました。

今後、千葉県では、2つの取組を柱に、早期からの教育相談と支援体制の充実に図っていきます。

【主な取組1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実】

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

〔実践（1）－取組1－①〕

特別支援学校が作成する相談・支援のリーフレット等に、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその効果を紹介します。

また、特別支援学校は、市町村教育委員会と連携し、健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施し、教育相談・発達相談の機会の充実に努めます。

〔実践（1）－取組1－②〕

総合教育センター特別支援教育部では、電話相談、来所相談の他、メール相談、必要に応じて医師が相談を受ける医療相談、学校に所員が出向いての出張相談の充実に努めます。今後も、障害のある幼児児童生徒とその保護者にとって、いつでも安心して相談できる取組を行います。

子どもと親のサポートセンターでは、・・・(取組1に記載されているので記載が必要。)

〔実践（１）－取組１－③〕

特別支援学校、教育事務所、総合教育センター、市町村教育委員会などの教育関係者で行っている相談支援に関するネットワーク会議に障害福祉施設等の福祉関係者を加えたり、保健医療福祉分野のネットワーク会議と組織を一本化したりするなど、教育分野サイドと保健医療福祉分野サイドの連携について具体的な方法等を検討するとともに、多角的なアドバイスができるような相談支援体制の充実を図ります。また、ネットワーク会議の情報を、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関に必要な応じて発信し、関係者の連携の強化を図ります。

〔実践（１）－取組１－④〕

教育事務所では、豊かな知識と経験を有する職員を担当者として活用したり、専任の教育相談担当者を配置したりするなど、各教育事務所における教育相談の充実を図るとともに、各市町村における教育相談支援窓口、特別支援学校の教育相談窓口について広く周知し、早期からの教育相談に繋げていきます。

また、積極的に教育事務所特別支援教育担当指導主事が幼稚園等を訪問し、助言を行うことで、早期からの支援体制の充実に努めていきます。

【主な取組２ 適切な就学の相談支援の充実】

幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成27年度）	目標（H32年度）
幼稚園の個別の教育支援計画作成率	43.3%(27年度)	80%
幼稚園の個別の指導計画作成率	65.4%(27年度)	80%

〔実践（１）－取組２－①〕

県教育委員会や特別支援学校が、保護者や市町村の教育委員会、幼稚園等に向けて啓発資料を作成したり、幼稚園等の職員に対する研修において個に応じた計画の作成方法や活用効果を周知したり、書きやすく使いやすい計画の様式例を示したりするなどして、就学前の療育機関において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用を促進します。

また、幼稚園等から小学校への引継ぎにおいて「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を推進し、一貫した支援の充実に努めます。

〔実践（１）－取組２－②〕

市町村教育委員会の就学相談や就学事務担当者、市町村教育支援委員会（就学指導委員会）の委員に対するに携わる関係者の更なる研修の充実を図るとともに、

第3章 基本的な考え方と具体的な取組

この機会を活用して、市町村教育委員会と特別支援学校が連携し、市町村教育委員会就学指導担当者、学校の特別支援教育コーディネーターなどによるきめ細やかな切れ目のない相談・支援の具現化を図ります。

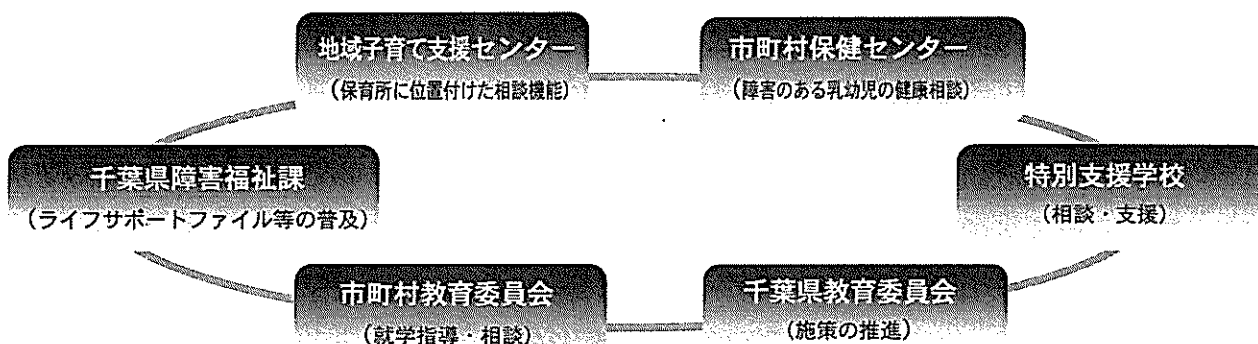
〔実践（１）－取組２－③〕

教育支援委員会において、その時点で、教育的ニーズに最も的確に答えることのできる学びの場であるかどうかを多面的に検討し、~~就学後のフォローアップを行い、適切な就学の実現を図るとともに、ゆまず。~~就学後のフォローアップに努め、一人一人のニーズに応じた教育の充実を図ります。

また、県教育支援委員会協力員を特別支援学校において指名し、就学に関する調査や資料の作成等を行うことで、適切な就学の実現を図ります。

〔実践（１）－取組２－④〕

市町村教育委員会就学指導相談・就学事務担当者や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が幼稚園や保育所等の就学前の機関を定期的に巡回して丁寧な就学相談を行い、障害のある幼児の就学についての理解を推進するとともに、フォローアップを行い、就学後の生活が順調に送れるようにします。



II 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

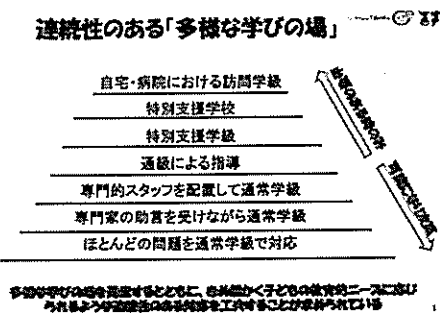
(2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、特別支援学校の多様な支援機能を提供します。

主な取組1～7

千葉県では、幼小中高等学校での個別の教育支援計画のもと、対応に努めてまいりました。特別支援学校では、作成率100%の個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき、より評価とリンクする指導内容等の工夫を重ねてきました。

かねてより行われている交流及び共同学習の実施に加え、県立学校による通級による指導の展開等による特別支援学校によるセンター的機能の充実、そして通常学校での支援充実を図るための特別支援教育アドバイザー、特別支援教育支援員の配置等を通じて千葉県ならではの特別支援教育の連続性のある多様で柔軟な学びの場の形成を進めてまいりました。小・中学校では特別支援教育の充実のため、通級による指導の担当教員の配置に努めてまいります。今後、さらに千葉県では以下の7つの取組を推進してまいります。



【主な取組1 地域で共に学び育つ教育の推進】

特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流や共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

第3章 基本的な考え方と具体的な取組

現状の取り組みとしては、特別支援学校では近隣の小中学校との居住地校交流やスポーツでの交流、作業学習による共同学習に取り組んでいます。（例として盲学校と高等学校とのフロアーバレーでの交流、東京オリンピック・パラリンピックに向けてのpara駅伝大会への県内特別支援学校選抜チームによる参加等の取組）

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（基準年）	目標（H32年度）
障害者スポーツを通じた交流の実施回数	平成27年度 20～30?	40
放課後や休日の障害者スポーツの活用	H27年度 10?	30

〔実践（2）－取組1－①〕

共生社会の実現や、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図るため障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学び、お互いを社会の構成員として尊重し理解し合う気持ちを育てる機会となる集団活動や交流及び共同学習が一層行われるように推進していきます。特別支援教育の理解啓発のため、障害に応じた理解啓発のため参考資料の作成・活用を推進します。（聾学校の卓球や軟式野球、盲学校のフロアーバレーや水泳、特別支援学校のソフトボールやキックベースボール・ポッチャ・駅伝大会等）

〔実践（2）－取組1－②〕

特別支援学校と小・中・高等学校との障害者スポーツの交流（部活動による交流等）を広げて、障害のある人と障害のない人の交流を広げる地域の基盤づくりを進めます。

〔実践（2）－取組1－③〕 特別支援学校の専門性のある教育資源を活用した障害者スポーツ（軟式野球、卓球、フロアーバレー、盲人卓球、フライングディスク、ポッチャ等）の地域における拠点づくり基盤づくりを進めていきます。

【主な取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進】

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

現状として、千葉県では、障害のある・なし条例を平成 年施行しており、学校教育においては、障害のある幼児児童生徒には個別の教育支援計画で保護者及び本人と合意形成を行っています。平成28年3月30日付障害者差別解消法対

第3章 基本的な考え方と具体的な取組

必要領を施行しました。県内の小・中・高等学校及び特別支援学校では対応できるように研修を積み重ねています。今後はさらに3つの実践に取り組んでまいります。

〔実践（2）－取組2－①〕

障害のある、なしに関わらずすべてのどの幼児児童生徒にとってもわかりやすく、学習や学校生活づくりへの興味や意欲が向上する授業づくり・学級集団づくりを推進し、授業力向上につながる研修会(総合教育センターや各校の研修会を通じて)を実施します。

〔実践（2）－取組2－②〕

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底し、障害特性の理解促進を図るとともに、適切な指導・評価方法の実践が広がる拡がるよう、指導者のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設など、支援環境づくりを推進します。県内どの地域でも、小中高等学校・特別支援学校・総合教育センターとの連携によりスキルアップ研修の充実を図ってまいります。

〔実践（2）－取組2－③〕

指導資料集、平成29年度に合理的配慮の事例集を発行し、平成31年度に千葉県が進んだ合理的配慮集を発行する等の合理的配慮の事例を蓄積し、モデル校の実践発表を通じて県内で共有し、千葉県ならではの合理的配慮の共有化を図ってまいります。現場で活用できるようにします。

【主な取組3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実】

特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

現状として、平成21年から、特別支援教育アドバイザー（全国でも先駆けて平成16年度から巡回指導職員、平成19年度から巡回サポーターとしてスタート）や特別支援教育支援員の配置に取り組んでいます。小学校では活用の実績が高く、専門性の高い特別支援教育アドバイザーが活動しています。今後は中学校への指導の充実、高等学校への展開を広げてまいります。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（H27年度）	目標（H32年度）
特別支援アドバイザーの派遣率		

目標項目	現状（H27年度）	目標（H32年度）
特別支援学校の外部人材の小中学校等への活用件数		

〔実践（2）－取組3－①〕

小・中学校等が、特別支援学校が有する専門的な支援機能を効果的に活用できるように、特別支援学校の取組や相談方法利用ガイドを活用して周知に努めます。

〔実践（2）－取組3－②〕

基礎的環境整備の1つとして、人的支援である引き続き、県立高等学校への支援員配置に引き続き取り組んでいきます。

〔実践（2）－取組3－③〕

高等学校に在籍するの発達障害を含む障害のある生徒が安心して学校生活を過ごせるように、特別支援アドバイザーや専門家チーム委員の派遣等、外部人材の活用を積極的に推進します。

【主な取組4 高等学校における特別支援教育の充実】

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の才能を伸ばす生活・学習支援の取組や職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置付けを図ります。

現状として、平成26年度から高等学校2校で取り組み、生活支援や学習支援での成果を積み重ねているところです。また千葉県では専門学科の充実も図ってきました。今後、こうした成果を県内の高等学校で共有してキャリア教育の一層の充実を目指してまいります。

〔実践（2）－取組4－①〕

高等学校の障害のある生徒の進路実現に向けたキャリア教育の充実（進路先や実習先の確保等を含む）を図るよう、研究指定校の成果を県内の高等学校に周知します。

〔実践（2）－取組4－②〕

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるように「特別の教育課程」（自立活動）の編成に関する研究を行うとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を行います。こうした内容を踏まえ、今後はさらに特別支援学校と連携した研究及び実践も進めてまいります。また平成30年度から、「通級による指導」や障害に応じた専門教科の展開が、必要に応じて高等学校で展開できることを目指します。

〔実践（2）－取組4－③〕

障害のある生徒（発達障害を含む）が卒業後の職業的自立に向けて、進路選択するための高等学校と、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携してを作り、就労支援体制の充実を継続的に推進します。さらに特別支援学

校の就労支援コーディネーターや進路指導からの就労に関するノウハウを活用することで、一人一人に応じたキャリア教育の充実を目指します。

【主な取組5 ICTを活用した教育の推進】

障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

現状として、病弱特別支援学校及び視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のいずれの特別支援学校に置いても、教育課程に位置づけた上でICTを活用した指導の充実に取り組んでまいりました。

【目標値の設定】

目標項目	現状（基準年）	目標（H32年度）

〔実践（2）－取組5－①〕

小学校・中学校等での合理的配慮の具体的な手立てとして（入院児童生徒への遠隔教育、不登校児童生徒への活用、肢体不自由指導生徒のコミュニケーションとしての教育用コンピュータの活用、視覚障害児や聴覚障害児童生徒へのグローバル教育等）ICT活用が進むように実践事例等を紹介します。加えて高等学校入学選考試験において必要に応じてICTを活用した受検に配慮する等県内の取組の充実を図ります。

*基礎的環境整備についてどこかで触れるべきか。

〔実践（2）－取組5－②〕

入院などの事情を抱える児童生徒が、インターネット上で授業を効果的に受けられる仕組みや教育課程の内容、指導と評価の方法等について、モデル校を指定して研究開発に取り組めます。又、併せて、遠隔教育の研究で得られる成果を踏まえ、特別支援学校と小・中・高等学校等前籍校との連携を含めた児童生徒の学習の機会の保障と学力向上の保障と向上を図ります。

〔実践（2）－取組5－③〕

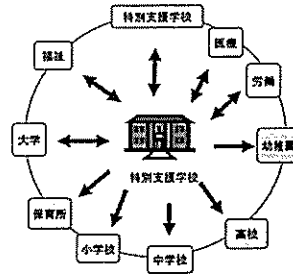
ICTを用いた交流学习及び共同学習（聾学校・盲学校との意見交流や外国や他県との交流の取組等）について、他県や海外の状況を把握し、実践として取り組んでまいります。また県内では、近隣にとらわれずに県内各地の学校間がテーマ毎に交流できる取組の研究等について進めていきます。

【主な取組 6 特別支援学校が有する多様な機能の活用】

特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対するきめ細かな教育を充実します。

また、通級指導教室をはじめとした、特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

現状として、特別支援学校では地域ネットワークと関連（P35）して、在籍する児童生徒へはもちろんのこと、該当する地域全体の拠点として多様な教育の場をつくりあげる努力をしてきました。現在、院内学級や通級による指導、教育支援機能等の展開により多様な教育的ニーズへの対応に取り組み始めたところです。そこで

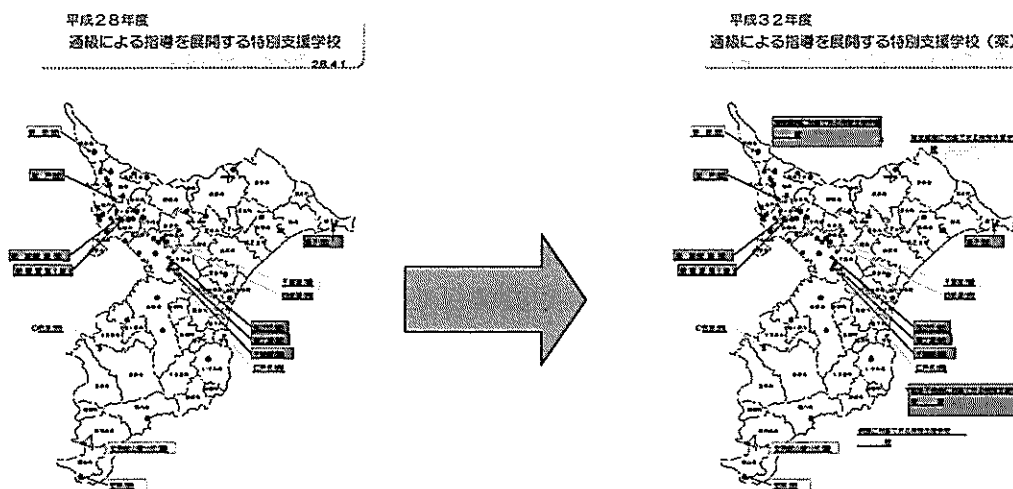


以下の4つの取組を推進してまいります。

[目標値の設定]

- * 特別支援学校の相談機能、
- * 特別支援学校による通級の指導対象児童生徒、年度ごとに25%を5年間増加率とする目標値

平成27年度161名 → 平成32年度300名



〔実践（2）－取組6－①②〕

特別支援学校による「通級による指導」の機能と支援域の拡大を図り、様々な教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。特に、これまで県央部に集中していた視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の各障害に対する支援機能を県全域に展開するとともに、拠点となる特別支援学校が多様な障害種に対応する総合的な教育機能を有するようにします。また高等学校での「通級による指導」への支援の方向性、方法等について研究を進めてまいります。

〔実践（2）－取組6－②④〕

様々な障害のある幼児児童生徒への指導・支援のために整備されてきた特別支援学校が有する教材・教具やわかる授業の実践事例等を積極的に紹介して、教職員をサポートする体制づくりを推進します。小中学校で特別支援教育の基礎的内容を学ぶ研修を総合教育センターの基礎コンテンツの研修や悉皆研修を通して充実を図ります。また各特別支援学校が積み上げてきた研修内容・体制を積極的に地域の小学校・中学校・高等学校の特別支援コーディネーター、特別支援学級の担任、通級指導の担当に紹介・提供することで専門性の向上を推進してまいります。

〔実践（2）－取組6－③〕

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの外部人材を特別支援学校に（積極的に）に配置することで、外部人材が十分に活躍し、特別支援学校の専門性をより高め、その専門性ノウハウを小・中学校・高等学校等に広げることで、多様な教育的ニーズへの対応を進めます。

現在、特別支援学校の専門性を高めるために特別非常勤講師として特別支援学校に配置している理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの外部人材をセンター的機能の一つとして行っている小・中学校等の支援にも活用できるようにして、多様な教育的ニーズへの対応を進めます。

〔実践（2）－取組6－④〕

特別支援学校が有する5つの障害に関する専門性と発達障害や医療的ケア・精神疾患を含む自立活動に関する指導方法や内容等に関連する様々な支援機能を、小・中学校等や高等学校、更に地域の様々な機関や団体に地域の共有する教育資源・教育財産として、積極的に周知し、活用機会の拡大を図ってまいります。

【主な取組7 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実】

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）への研修を充実します。

また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱えている児童生徒への適切な支援の充実を図ります。

現状として、県内特別支援学校における医療的ケアは、全国でも早期である平成年から開始しました。平27年度調査では実施校22校、看護師55名を配置し積極的に展開を進めております。今後も医療的ケア必要とする児童生徒の状況に応じて対応してまいります。障害の重い児童生徒の学校生活健康面安全面の向上に努めてきました。今後も障害の状態や程度に応じて、児童生徒が安全安心に健康的な学校生活が実施できるよう目指してまいります。

〔目標値の設定〕

目標項目看護師の配置数	平成27年度 55	平成32年度 55 + α + 正規職員の配置？
研修受講率 発達障害講座の受講数 (小中高校)		

〔実践（2）－取組7－①〕

医療的ケアの拠点校に指導的立場の看護師の導入を検討するとともに、修学旅行、宿泊学習、校外学習等において医療的ケアを必要とする児童生徒の安全確保のため、医師、看護師の同行体制の充実を目指します。また文科省へ特別支援学校への正規職員としての看護師配置を強く要望してまいります。

〔実践（2）－取組7－②〕

総合教育センターでは、小中学校での特別支援教育に関する基礎的コンテンツに関する講座、特別支援教育コーディネーターや通級指導担当者の専門性の向上に関する講座の展開し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で必要な研修の充実を図っています。県内の特別支援学校、特別支援学級の指導案等をデータベースとして保存しています。ホームページの検索エンジンから閲覧できます。また、総合教育センター特別支援教育部では特別支援教育に関する図書や映像資料等を保存しており、貸し出しをしています。今後も、支援体制の充実に向け、必要な情報等を共有・検索できる体制づくりを進めます。

また特別支援学校では、NISE（国立特別支援教育総合研究所）と連携し、国内の最新の専門性の研修を受講する機会を継続的に図っています。小中学校の管理職については特別支援教育の理解啓発を高める内容について悉皆研修とし

〔実践（2）－取組7－⑥〕

LGBTと思われる児童・生徒については、本人・保護者と認識をする合わせ、児童・生徒がLGBTであった場合には、児童・生徒が苦しむことがないように、様々な配慮を行う。

〔実践（2）－取組8－⑦〕

小・中学校等では、特別支援教育の充実のため、市町村教育委員会の要望をもとに、国の加配を活用して通級指導教の担当教員の配置につとめます。

Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(3) 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校に通学を希望する児童生徒の急増により、特別支援学校の過密化の解消が喫緊の課題となっています。高等学校や、小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより過密化の解消を図っていきます。

主な取組1～3

これまでの取組

「県立特別支援学校整備計画」に基づき、平成27年度に5校の県立特別支援学校を開校し、平成28年度には県立特別支援学校分教室を開校しました。平成29年度には新たに1校の県立特別支援学校の開校予定です。

5校の開校により、平成27年度の教室不足数は平成26年度に比べて94教室減少しました。

【主な取組1 特別支援学校の計画的な整備】

過密化の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。

〔実践（3）－取組1－①〕

第2次県立特別支援学校整備計画（仮称）を策定し、特別支援学校の新設も含めた整備を進め、過密状況の緩和を目指します。

平成29年度に県立栄特別支援学校（仮称）1校が開校することにより、富里特別支援学校の過密緩和が期待されるようですが、今後も児童生徒数の増加に伴う教室不足・過密化に対応するために、学校改革推進課と連携し、統廃合により使用されなくなった県立高等学校等を活用した新設校等の整備について検討していきます。

また、開設が検討されている私立の特別支援学校の動向等も十分踏まえたうえで特別支援学校の計画的な整備が行われるように関係機関との連携を十分図った

うえで、第2次県立特別支援学校整備計画（仮称）の策定が行えるようにしていきます。

〔実践（3）－取組1－②〕

葛南地域、東葛飾地域、の都市部や南房総地域の東京湾アクアライン近隣地域周辺などの過密状況の著しい地域の知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について対応していきます。

人口増加の著しい葛南地域や東葛飾地域においては依然として過密の状態が続いていますので、第2次県立特別支援学校整備計画（仮称）においても県立高等学校等既存の使われなくなった施設を活用するなど具体的な方策を講じていきます。

また、第1次千葉県特別支援教育推進基本計画において示された「特別支援学校の教育部門と支援機能」を発展的に見直し、各地域ごとに拠点となる知的障害特別支援学校や肢体不自由特別支援学校について現在もっている機能を更に強化した総合特別支援学校として位置づけ、各障害種への対応、小・中学校や高等学校、他の特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒に対して各障害に応じた専門的な支援を行う機能を有する特別支援学校としていきます。

これまでの取組

特別支援学校の整備にあたり、県立高等学校や小学校の中に分教室や分校、及び特別支援学校を開設したり、高等部において専門学科や普通科職業コースを設置したりして、障害特性に配慮した施設・設備等に取り組んできました。

その中で、児童生徒の自立や社会参加に向けた学びを深めるとともに、障害のない児童生徒や地域住民との交流及び共同学習に取り組んできました。

【主な取組2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備】

障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

〔実践（3）－取組2－①〕

特別教室・集会室、個別指導用スペース、更衣室（男・女）の確保、保健室の整備等を進め、過密状況による教室不足・狭隘化、施設設備の老朽化の改善・充実に努めます。

過密化への対応とともに、施設の老朽化への改善・充実に大きな課題です。

整備にあたっては、今後5年間に想定される児童生徒数の推移に基づいて、過密化の地域だけでなく、過疎化の進む地域の特別支援学校の在り方についても学校の分離や校舎の増築、学科の設置等必要な対応と活用する施設、また対応後の学校として新設校とするのか、分校や分教室とするのかを十分検討したうえで、第2次県立特別支援学校整備計画（仮称）に反映し、学習環境の計画的な整備に

取り組めます。

今後、高等学校内に整備される分教室や分校の設置にあたっては、同じ敷地内で学ぶ生徒同士が職業科の授業や部活動等共に学び合える環境も含めて検討し、施設・整備等学習環境の整備に取り組めます。

〔実践（3）－取組2－②〕

肢体不自由の特別支援学校について、地域配置及び機能の観点から、通学区域の見直しを検討します。

肢体不自由特別支援学校においては、障害の重度重複化が進み、医療的ケアの必要な児童生徒の増加が今後も予想されます。現在も都市部における肢体不自由特別支援学校の過密化は高く、桜が丘特別支援学校や袖ヶ浦特別支援学校、松戸特別支援学校など合同教室の使用割合が高い数値となっています。

また、多くの肢体不自由特別支援学校においてはスクールバスの長時間乗車も課題となっていることから、過密化の解消及び長時間通学の緩和を目指し、特に都市部にある肢体不自由特別支援学校の通学区域を見直します。そして、各地域ごとの総合特別支援学校へ肢体不自由教育の機能を含めた各種障害に応じた支援機能を分散し、より安全安心に障害のある児童生徒が学べる環境に整えていくようにします。

これまでの取組

特別支援学校のセンター的機能の取り組みとして、平成27年度実績で地域への相談対応数（ ）、訪問教育については25校が90名（H27.5.1付、県立特支のみ）の児童生徒を対象に家庭や病院、施設へ訪問教育を実施してきました。

特別支援学校が実施する通級による指導は、平成27年度新たに5校が指導を開始し、平成28年度は新たに2校が指導を開始しました。平成13年度から始まった特別支援学校の通級による指導は難聴、弱視、肢体不自由、病弱・虚弱の4障害種に対して現在のべ16校の特別支援学校が通級、巡回による指導、サテライト教室での実施と多様な展開を行い、多様な教育的ニーズに対応しています。

平成27年度からは、四街道特別支援学校が文部科学省の研究開発学校に指定を受け、病気療養中の高等部生徒を対象としたICTによる遠隔教育についての研究に取り組んでおり、今後の多様な教育的ニーズに対応するための手がかりを探っています。

【主な取組3 特別支援学校が有する多様な機能の充実】

特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要があります。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます

〔目標値の設定〕

〔実践（3）－取組3－①〕

特別支援学校が有する専門性と様々な支援機能を十分に発揮するための施設・設備の確保を行います。

これまで取り組んできた特別支援学校の通級による指導を更に充実させるために、市町村教育委員会と連携した地域の小・中学校を拠点としたサテライト教室の推進を図ります。併せて、今後新設していくの学校については通級による指導や相談機能として使用できる教室整備について検討し、特別支援学校の様々な支援機能がさらに発揮できるようにしていきます。

また、サテライト教室の推進と併せて、全県型の機能を有する千葉聾学校、千葉盲学校、袖ヶ浦特別支援学校、仁戸名特別支援学校、四街道特別支援学校の教職員が各地域にある総合特別支援学校への巡回訪問等を実施し指導助言を行う中で地域における指導者の専門性の向上を目指します。

さらに、これまで仁戸名特別支援学校、四街道特別支援学校の病弱特別支援学校が実施してきた病気や怪我の治療のために病院へ入院している生徒への学習指導については、県内各地にある中核の病院に入院している児童生徒の学習保障にも確実につながるように、各地の総合特別支援学校を ICT によるネットワークで一元化し、県内どこにいても学年相応の学習を途切れることなく受けることができるようなシステムの構築をめざします。

〔実践（3）－取組3－②〕

高等学校の内にある分校を高等学校の併設とし、危機管理は、高等学校の校長が管理するとともに、交流及び共同学習を一層推進します。

合わせて、鶴舞桜が丘高等学校の統合に伴い、鶴舞風の丘特別支援学校を独立した学校として校長を置き、鶴舞風の丘特別支援学校が敷地管理を行います。

現在、高等学校内にある分校は柏特別支援学校流山分教室、我孫子特別支援学校清新分校、印旛特別支援学校さくら分校、市原特別支援学校鶴舞風の丘分校の4校に設置されています。4校とも、高等学校との連携のもとに指導に取り組んでいるところ

ですが、本校より40～50分かかかる分校もあることから、今後、高等学校の内にある分校4校については高等学校の併設とし、危機管理は、高等学校の校長が管理するといった検討を早急に進めていきます。また、高等学校の校長が管理することにより、職業科の授業や部活動など教育課程の在り方や生徒間の交流及び共同学習の進め方など研究として取り組み、その成果を今後につなげていくことも期待できます。

また、平成31年に予定されている高等学校における通級による指導を見据え、県内の各地区別の高等学校と同じ地域にある特別支援学校をグループ化し、各地域ごとの高等学校における通級による指導の在り方や特別支援教育の推進のためのネットワーク作りについてモデル地区を設定し研究を進めていきます。

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。

また、社会の産業構造の変化等により、障害者雇用も製造業だけでなく、流通・サービス分野への就労の機会が広がってきています。

このような状況を踏まえ、中学校や高等学校に在学している、障害のある生徒のキャリア教育の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。

主な取組1～3

【主な取組1 キャリア教育と職業教育の充実】

特別支援学校における職業教育の充実を目指し、様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実を図ります。

また、特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通じて、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実を図ります。

〔実践（4）－取組1－①〕

障害のある児童生徒が、豊かな体験活動を通して実践的に学ぶことは、社会で自立し参加していく力の育成に効果的です。

特別支援学校における職業教育の充実のため、平成28年度現在、24校67名の職業指導委嘱講師を配置・活用しています。今後さらに、各特別支援学校の職業指導の特色に合わせて、農業、陶芸、窯業、木工等様々な職種分野の専門家

を委嘱講師として雇用し、より効果的な指導を受けることができるようにして特職業に係る専門的知識・技能の向上を図ります。

〔実践（４）－取組１－②〕

県立特別支援学校36校の教員が、学校ごとに2年に1回1名ずつ実習できるように、県内特例子会社連絡会や千葉県中小企業家同友会、（財）千葉県経営者協会等に、引き続き協力を呼びかけ、企業において実習を行い、実際に進路指導・就労支援に当たる教員が、障害のある児童生徒の障害の状態や特性に合わせ、就労に向けた指導力の向上に一層努めます。

※ワークキャリアとライフキャリア

【主な取組２ 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築】

特別支援学校高等部や高等学校などの学校と、地域の企業や労働機関との、ネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援や、地域生活の充実に向けた取組を推進します。

〔実践（４）－取組２－①〕

平成24年度よりガイドラインを定め、千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を組織しています。今後さらに、各地域において特別支援学校、高等学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、就労支援事業所、医療機関等の関係機関が連携・情報交換し、就労支援ネットワークの円滑な運用に努めを構築します。また、高等学校にもそのネットワークの機能を広げ、障害のある生徒のために就労支援の充実により一層努めていきます。

〔実践（４）－取組２－②〕

就労支援コーディネーターが組織的に活動できるように、平成25年度から「千葉県特別支援学校就労支援マニュアル」を作成しています。よりきめ細かに対応できるように、就労支援ネットワークの組織の地区を増やして6地区にし、各区域において、就労支援コーディネーターが配置された県立特別支援学校が中心となり、就労支援に関する情報を関係企業と共有するとともに、「就労支援のための学校と企業のセミナー」などを企画・開催するなど特別支援学校と企業の連携を強化する取組（例：就労支援のための学校と企業のセミナーの開催等）を一層充実させます。

〔実践（４）－取組２－③〕

障害のある生徒が、最も適した「働く場」に円滑に移行し、安定して働き続け、働く力を伸ばしていけるように、ことを目指します。そのために、千葉労働局や

第3章 基本的な考え方と具体的な取組

各市町村の障害者就労支援関係部署、児童相談所、相談支援事業所等関係機関と連携して雇用・就労関係の情報を共有します。また、在学中に就労移行支援事業所等に依頼してよるアセスメントを実施するなど、して各生徒の就労面や生活面の課題や状況情報を把握します。また、在学中に身につけた技能や学習してきた経験を個別移行支援計画にまとめ、進路先に情報提供及びアフターケア説明することにより、よりよい適応を図ることに努めます。

〔実践（４）－取組２－④〕

平成25年度より「千葉県特別支援学校清掃検定マニュアル」を定め、清掃検定を県主催で実施し、平成26年度より、千葉県特別支援学校キャリア教育推進協議会議を組織しにおいて、清掃検定やパソコン入力検定、接客サービスなどの検定などを行ってきています。検定のマニュアル等を改善することによって、児童生徒が身につけたいる技能や態度を段階的に明らかにし、実習先や進路先に獲得している技能をわかりやすく示します。

〔実践（４）－取組２－⑤〕

平成27・28年度の「高等学校のキャリア教育・就労支援等の充実」についての研究成果を発表会や成果報告書等を通して、県内各高等学校に広く情報伝達し、そのノウハウを活用できるようにします。さらに、高等学校との合同研修会等を開催するなどして、障害のある生徒の社会参加や就労支援について、特別支援学校が培ってきた情報や支援スキルを、有効活用できるようにします。

〔実践（４）－取組２－⑥〕

障害のある方の社会生活が豊かなものとなるよう、様々な社会教育に関係する機関や施設、市町村ごとの地域活動支援センター等と特別支援学校が連携しネットワークを構築することで、生涯学習に関する様々な情報を在学中からの移行支援を通して紹介するなど、利活用しやすいできるようにします。特別支援学校同士の連携・情報共有にも努め、各特別支援学校ごとの同窓会や青年学級、学校開放講座などの充実を図っていきます。

また、卒業後の自立した生活を推進するため、親元から離れて、日常生活上の支援を受けながら共同生活を送ることができるグループホームの利用を希望する者に対し、各地域の障害者グループホーム等支援ワーカーとの連携を進め、グループホーム等に関する様々な情報を提供します。

また、重度の障害等により卒業後直ちに自立した生活を送ることが困難な生徒も地域社会の一員として安定した生活を送ることができるよう市町村や福祉関係機関と連携して障害者不サービスに関する様々な情報を提供します。

【主な取組3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築】

障害のある人を、県立学校における学校技能員、調理員の嘱託職員として雇用し、職業的に自立する力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進に努めます。

また、この取組の成果を県内に発信することを通して、市町村への普及を図ります。

〔実践（4）－取組3－①〕

平成28年度現在、特別支援学校の卒業生等を県立学校の学校技能員や調理員等の業務に係る嘱託職員として雇用し、48校に49人を雇用しています。県障害者就業・生活支援センターと連携及び支援に当たり、社会人として働き続けるために必要な力を身につけ、一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進を図りつなげていきます。

〔実践（4）－取組3－②〕

就労後に職場の定着を図り、安定して働き続けることができるように、の離職を少なくするために高等部段階から教育段階での対応について、関係機関と連携を図り、アセスメントや適した職業・仕事内容を選ぶための助言を受けられるようなど、協力依頼をして検討していきます。

また、就労後に特別支援学校からのアフターケアから、県障害者就業・生活支援センターの支援へと円滑に移行できるように連携協力を図ります。

※在学中からのライフキャリアの充実

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

《第2期千葉県教育振興基本計画》

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

多様な学びの場を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められます。また、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が重要です。

このため、特別支援教育教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

主な取組1～3

これまで、発達障害を含む特別な支援を必要な幼児児童生徒に対して、より良い支援の仕方や関わり方ができるように、特別支援アドバイザーや各教育事務所の特別支援教育担当指導主事等の指導・助言を受けて、校内の教職員が障害特性の理解や指導の手立て等の専門性の向上に努めてきました。特に、幼小中高等学校においては、指

第3章 基本的な考え方と具体的な取組

導方法の工夫や学習支援員の配置により、授業における「個別の支援」の充実を図られてまいりました。今後は、更に幼児児童生徒の能力を引き出し、十分な学びの場を確保する中で、「個別の支援」を展開するとともに、「学級集団の中で個が輝く」授業づくりを推進していきます。

【主な取組1 特別支援教育教諭免許状取得の一層の推進】

小・中学校及び高等学校の教員に対して、特別支援学校教育免許状の取得を目的とした講習会の受講の促進を図ります。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（H27年度）	目標（H32年度）
特別支援学校における特別支援教育教諭免許状保有率	86.7%	※90%
特別支援学級における特別支援教育教諭免許状保有率	39.8% (全国平均 30.7%)	※42%

〔実践（5）－取組1－①〕

特別支援学校に勤務する教諭のうち、小中学校等からの異動者や新規採用者で特別支援学校教諭免許状を所有していない者に対しては、認定講習を優先的に受講できるようにするなどして、すべての者が特別支援学校勤務後5年以内に特別支援学校免許状を取得するよう働きかけます。

〔実践（5）－取組1－①〕

特別支援教育を推進していくためには、全ての教職員が特別支援教育に関して基礎的な知識・技能を有することが必要です。教員を目指す学生の特別支援教育に関する内容を積極的に体験したり学んだりできるよう、大学等との連携を強化します。また、小・中学校及び高等学校の教員、特に小・中学校等、高等学校の教員、特に、小・中学校等特別支援担当教員に対し、「特別支援学校教諭免許状」の取得を目的とした講習会受講の促進に努めます。

〔実践（5）－取組1－②〕

教員採用選考で特別支援教育枠を設置し、特別支援学級、通級指導教室の担当教員の専門性の向上を図ります。

〔実践（5）－取組1－③〕

優秀な特別支援学級及び通級指導教室担当者の取組を県教委ニュースに紹介し、特別支援学級や通級指導教室担当者の意欲を高めるとともに専門性の向上を図ります。

〔実践（5）－取組1－④〕

指導力の優れた教員を紹介し、指導者全体の指導力の向上を図ります。

【主な取組2 特別支援教育に関する研修の充実】

校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について、理解と実践力を高めるための研修を実施します。また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、強度行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めるなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（H27年度）	目標（H32年度）
医療的ケアの必要な子ども等への相談支援研修の受講者数	第一回 33名 第二回 155名 計 188名	

〔実践（5）－取組2－①〕

教職員の特別支援教育に関する知識・技能の向上を図るため、階層ごとの悉皆研修において特別支援教育に関する学びの充実に努めます。

また、総合教育センター等が実施する特別支援教育に関する基礎研修、人材育成、専門性の向上を目指して、幼・小・中・高等学校等の教職員のニーズに即した研修事業を企画するとともに、受講者の目線で参加しやすいように研修場所や研修形態の工夫に努めます。

さらに、特別支援学校や小中学校等との教職員同士の授業交流を推進し、授業改善を図るとともに教職員の専門性向上に努めます。

〔実践（5）－取組2－②〕

特別支援学校が企画する研修会に、関係団体と共催の研修会・シンポジウムなど、ともに学び合う機会となる企画を推奨し、相互に研修し合える場の充実を図ります。

〔実践（5）－取組2－③〕

総合教育センター特別支援教育部では、障害別基礎研修コンテンツ（知的障害、知的障害のある自閉症、発達障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱、言語障害）を作成し、特別支援教育の経験の浅い教職員や、通常の学級の教職員に対する特別支援教育の専門性向上に向けて、活用を図っています。

今後は、教職員がキャリアアップできるように障害種別の専門性を明らかにし、段階的に学ぶことのできるシステムを構築します。

【主な取組3 異校種間の計画的な人事交流の推進】

小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めることにより、小・中・高等学校における特別支援教育の中心的な担い手を育成するなど、異校種間の人事交流による効果を生かす取組を推進します。

〔実践（5）－取組3－①〕

小・中・高等学校等と県立特支援学校間の計画的な人事交流を実施し、小・中・高等学校等の教員に特別支援学校経験者を増やします。なお、県立特別支援学校の交流者には、特別支援学校教諭免許を優先的に取得させ、小・中・高等学校等における特別支援教育の校内支援体制の充実を図ります。

また、特別支援学校における勤続期間が3年以上の者を対象に小中学校等の特別支援学級等に短期人事交流についても推進し、小中学校等の特別支援学級や通級指導教室での指導の質の向上につなげていくようにします。

〔実践（5）－取組3－②〕

隣接する特別支援学校と小・中・高等学校の教職員同士が、学習場面での定期的な交流を行い、教職員相互の専門性を高め合うとともに、指導力の向上が図れるよう体制整備を図ります。

〔実践（5）－取組3－③〕

人事交流者の中から、国立特別支援教育総合研究所に発達障害を含む様々な障害特性についての短期研修（2か月）に派遣し、専門性を高めるとともに、将来、小・中・高等学校等に異動させ、地域のリーダーとなる人材を育成します。

